

国立大学法人横浜国立大学における  
保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料等に関する要項

平成17年3月31日  
学長決裁  
最近改正令和3年4月19日

(趣旨)

第1 この要項は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第1項及び第26条第2項並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項及び第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学における保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料等について、必要な事項を定めるものとする。

(文書又は図画の開示の実施方法)

第2 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示は、次に掲げるいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 閲覧
- (2) 複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (3) 複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付

(電磁的記録の開示の実施方法)

第3 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、次に掲げるいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 用紙に出力したものの閲覧
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- (3) 用紙に出力したものの交付
- (4) 光ディスクに複写したものの交付
- (5) 前各号に掲げるほか、開示する電磁的記録の種類に応じた実施可能な方法

(手数料等)

第4 開示請求手数料の額は、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。

2 前項の手数料は、次に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。

- (1) 個人情報保護窓口における現金納付
- (2) 現金書留による納付
- (3) 定額小為替証書による納付

3　写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵送料の実費とし、開示請求者が郵便切手で本学に納付するものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月19日から実施する。